

いばらき

IBARAKI KOYOU NEWS

第383号

# 雇用ニュース

3

2014



「古河総合公園の桃（古河市）」いばらきフォトダウンロード

雇用に関するご相談はハローワークへ！

おもな内容  
CONTENTS

県内の雇用情勢について	2
障害のある方を対象とした	
「就職面接会」（後期）を県内4ブロックで開催！	3
「がんばっぺ！茨城」	
（大学生等を対象にした企業説明会&就職面接会）を開催！	4
トライアル雇用奨励金のご案内	5
「再就職援助計画」のご案内	6
「労働移動支援助成金」が拡充されました！	7
茨城県雇用関係主要指標	8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス

<http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

## 県内の雇用情勢

# 有効求人倍率0.95倍

## 「雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの、改善しています」

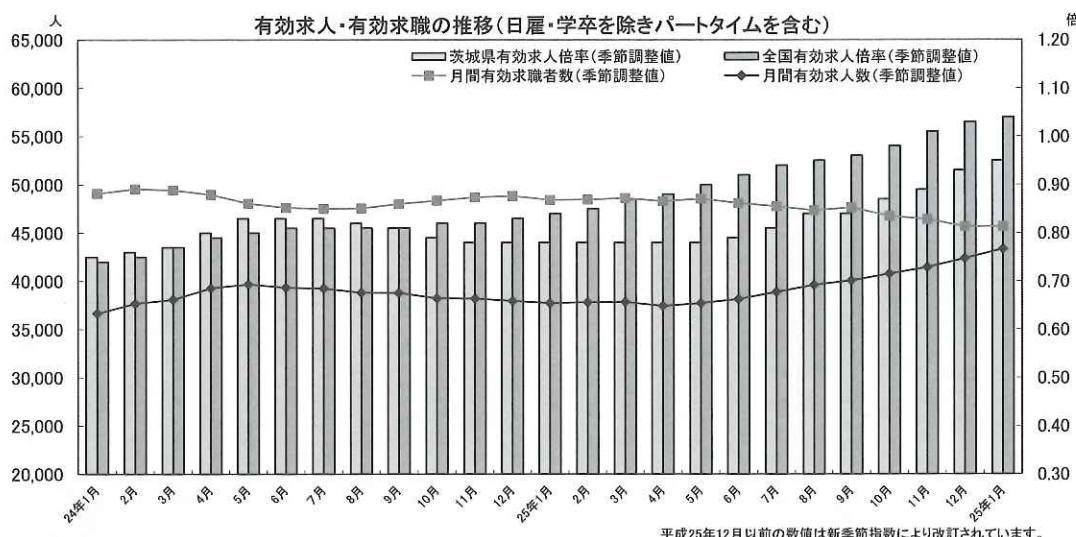
—有効求人倍率(季節調整値)は4ヶ月連続の上昇—

### 1 概況

1月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は17,453人で前年同月と比較して20.8%増と5ヶ月連続の増加となりました。雇用形態別では、一般常用は同16.3%の増加となり、常用的パートタイムも同20.6%の増加となりました。新規求職申込件数は12,365人で前年同月比1.5%減と6ヶ月連続の減少となり、雇用形態別でみるとパートタイムを除く常用は同5.3%の減少、常用的パートタイムは同7.8%の増加となりました。また、パートを含む常用求職者の若年求職者（34歳以下）は同6.3%の減少となり、高年齢求職者（60歳以上）は同6.4%の増加となりました。

有効求人数(原数值)は42,701人で、前年同月比で14.9%増と6ヶ月連続の増加となりました。一方、有効求職者数(原数值)は41,512人で同5.8%減と6ヶ月連続の減少となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は、0.95倍(季節調整値)で4ヶ月連続の上昇となりました。なお、原数值は1.03倍と前年同月を0.19ポイント上回りました。



### 2 新規求人の動き

新規求人数は17,453人となり、前年同月比で20.8%増と5ヶ月連続の増加となりました。

産業別にみると、サービス業(前年同月比51.1%増)、製造業(同33.4%増)、卸売・小売業(同20.7%増)、医療・福祉(同20.2%増)などで増加となりましたが、生活関連サービス業・娯楽業(同3.3%減)などで減少となりました。

規模別で見ると、30～99人(前年同月比25.7%増)、300～499人(同21.5%増)、29人以下(同21.0%増)、500～999人(同19.6%増)、100～299人(同8.8%増)は増加となり、1,000人以上が(同16.2%減)は減少となりました。

雇用形態別では、一般常用は前年同月比16.3%の増加となり、常用的パートタイムも同20.6%の増加となりました。

### 3 新規求職の動き

新規求職者数は12,365人となり、前年同月比で1.5%減と6ヶ月連続の減少となりました。

雇用形態別の割合では、一般求職者は69.3%(前年同月72.0%)と2.7ポイント下回り、数でも前年同月比で5.2%減と6ヶ月連続の減少となりました。一方、パートタイム求職者は、割合で30.7%(前年同月28.0%)と2.7ポイント上回り、数でも同8.0%増と4ヶ月ぶりの増加となりました。

また、パートタイムを含む常用求職者で見ると、新規求職者数のうち34歳以下の若年者の占める割合は38.0%と前年同月(40.0%)を2.0ポイント下回り、数では前年同月比で6.3%の減少となりました。

同じく、パートタイムを含む常用新規求職者のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は14.4%となり、前年同月(13.3%)を1.1ポイント上回り、数でも前年同月比で6.4%の増加となりました。

### 4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は2,433件で、前年同月と比較し12.2%減と6ヶ月連続の減少となりました。また、新規求職者数に占める割合は19.7%と、前年同月(22.1%)を2.4ポイント下回りました。

雇用保険受給者実人員は9,337人と、前年同月比で13.7%減と4ヶ月連続の減少となりました。

雇用保険被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は528人で、資格喪失者の割合では5.6%(前年同月9.9%)となり、事業主都合離職者数では前年同月比43.6%減と4ヶ月連続の減少となりました。

# 障害のある方を対象とした「就職面接会」(後期)を 県内4ブロックで開催！

茨城労働局・県内ハローワーク・茨城県は、障害のある人もない人も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会を目指す「ノーマライゼーション（完全参加と平等）」に沿った社会を実現するため、障害者の雇用促進を目的とした「平成25年度後期障害者就職面接会」を開催しました。県内4会場の開催で、参加事業所が延べ200社、参加求職者が同677名となり、当日の面接総数は、2,567件にのぼりました。

詳細な面接結果については、現在集約中です。（概要は、下表参照）

障害者の法定雇用率は、平成25年4月1日から、民間企業（50人以上の規模の企業）が2.0%、国・地方公共団体等が2.3%、都道府県等の教育委員会が2.2%に改定されました。平成25年6月1日現在の茨城県における民間企業の実雇用率は、1.66%で法定雇用率を大きく下回っています。また、前年より0.07ポイント増加しているものの、全国の1.76%から見ると0.10ポイントの差が生じている状況です。

茨城労働局は、ハローワークと一体となり法定雇用率未達成企業に対し、障害者雇用促進法の遵守や障害者就職面接会への参加要請、障害者雇用促進に関する相談等、継続的な指導・援助を行っております。障害者の雇用に関する相談（求人受理・求職情報・職業紹介・雇用管理等）は最寄りのハローワークにお気軽にご相談ください。

## 平成25年度後期障害者就職面接会実施結果速報（当日集計）

	参加事業所数	求人数	参加求職者数
水戸会場（2/6）	61	137	240
日立会場（2/14）	34	59	93
筑西会場（2/13）	37	85	141
土浦会場（2/5）	67	159	197
計	199	440	671

# 大学生等を対象にした企業説明会＆就職面接会 「がんばっぺ！茨城」を開催！

茨城労働局・茨城県・県内各ハローワークは、平成26年2月24日と28日の両日、平成27年3月大学院、大学、短大、高専、専修学校の卒業予定者（以下、大学等卒業予定者）を対象とした企業説明会と平成26年3月大学等卒業予定者並びに卒業後概ね3年以内の者を対象とした就職面接会を開催しました。

本年度は、水戸市と土浦市の2会場での開催として、水戸会場は2月24日（月）に三の丸ホテルにおいて午前（第1部）と午後（第2部）の2回、土浦会場は同月28日（金）にホテルマロウド筑波でそれぞれ開催しました。



水戸会場での説明会・面接会の様子

## 「がんばっぺ！茨城」企業説明会・就職面接会の実施状況

開催日時	開催場所	参加企業数	参加学生数
2月24日（月）第1部	水戸市：三の丸ホテル	19社	141名
2月24日（月）第2部	水戸市：三の丸ホテル	27社	153名
2月28日（金）	土浦市：ホテルマロウド筑波	60社	223名

※土浦会場では、「就活セミナー」を1部と2部、2回に分けて実施。



土浦会場での説明会・面接会の様子

本年度で3回目の開催となるこの説明会・面接会は、「若者応援企業」や「職場における男女共同参画・子育て支援等に取組む企業」を中心に106社の参加をいただきました。一方で学生等の参加は517名となり、真剣な眼差しで説明・面接に臨んでいました。

(事業主の方へ)

職業経験、技能、知識の不足などにより就職が困難な求職者を  
試行的に雇用する事業主の皆さんへ

## トライアル雇用奨励金のご案内

「トライアル雇用」は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則3ヶ月間の試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

労働者の適性を確認した上で常用雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。事業主の皆さんには、「トライアル雇用求人」を積極的に提出していただくようお願いします。

平成26年3月からトライアル雇用の対象者の要件を見直すとともに、職業紹介事業者からトライアル雇用の紹介を受けた場合も奨励金の支給対象としました。

### 奨励金の支給額

対象者1人当たり、月額最大4万円（最長3ヶ月間）

事前にトライアル雇用求人をハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者に提出し、これらハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者などの紹介により、対象者を原則3ヶ月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、奨励金を受けることができます。

### 「トライアル雇用」の対象者

次のいずれかの要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。

- ① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望する
- ② 紹介日時点で、学校卒業後3年以内で、卒業後、安定した職業<sup>※1</sup>に就いていない
- ③ 紹介日の前日から過去2年内に、2回以上離職や転職を繰り返している
- ④ 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えており<sup>※2</sup>
- ⑤ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えており<sup>※3</sup>
- ⑥ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する<sup>※3</sup>

※1 期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること

※2 パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと

※3 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国人、ホームレス、住居喪失不安定就労者

◆紹介日時点で、次の方はトライアル雇用の対象者にはなりません。

- ・安定した職業に就いている人
- ・自ら事業を営んでいる人または役員に就いている人で、1週間当たりの実働時間が30時間以上の人
- ・学校に在籍中で卒業していない人（ただし、平成27年3月31日までの間は、卒業年度の1月1日以降も卒業後の就職の内定がない人は対象となります）
- ・他の事業所でトライアル雇用期間中の人は

#### <ご注意>

- ◆派遣求人を「トライアル雇用求人」とすることはできません。
- ◆トライアル雇用求人の選考中の人数が求人件数の5倍を超える場合は、それ以降のトライアル雇用としての紹介は行いません。例えば、求人1人に対し、トライアル雇用の選考中の人が5人に達した場合は、6人目はトライアル雇用としての紹介は行いません。
- ◆求人件数を超えたトライアル雇用は実施できません。
- ◆トライアル雇用対象者の選考は、書類ではなく面接で行うようにしてください。

※ 要件等詳細については、都道府県労働局・ハローワークへお問い合わせください。

LL派260301企02

(事業主の方へ)

## 離職する従業員の再就職を援助するために ～「再就職援助計画」のご案内～

事業主は、相当数の労働者が離職を余儀なくされることが見込まれる事業規模の縮小等を行おうとするときは、「再就職援助計画」を作成し、公共職業安定所長の認定を受けなければなりません（雇用対策法第24条）

### 再就職援助計画を作成しなければならない場合

事業主は、経済的事情により、常時雇用する労働者について **1つの事業所で1か月に30人以上の離職者を生じさせる事業規模の縮小等**（事業活動の縮小、事業の転換又は廃止を含みます。）を行おうとする場合、最初の離職者が生じる日の1か月前までに再就職援助計画を作成する必要があります。

また、離職者が1か月に30人未満の場合にも、任意で再就職援助計画を作成することができます。

### 再就職援助計画の内容

再就職援助計画とは、離職する従業員の再就職活動に対して、事業主が行うべき援助が、有効かつ計画的なものとなるよう、事業主自身に作成していくもののです。

具体的には、①事業の現状、②再就職援助計画作成に至る経緯、③計画対象労働者の氏名、④再就職援助のための措置、⑤労働組合等の意見等を記載することが必要です（詳細は2～3ページをご覧ください。）。

### 労働組合等の意見聴取

再就職援助計画の作成に当たっては、労働組合等の意見を聞くことが必要です。

### 公共職業安定所長の認定の申請

再就職援助計画を作成した事業主は、遅滞なく、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に提出して、その認定を受けなければなりません。

※ 詳細については、都道府県労働局・ハローワークへお問い合わせください。

PL260301開発03

# 労働移動支援助成金が 拡充されました！

拡充された主な内容は、

- 対象を中小企業だけでなく大企業にも拡充
- 送り出し企業が民間人材ビジネスの訓練を活用した場合、助成額を加算
- 支給時期を、支援委託時と再就職実現時の2段階化
- 受入れ企業の行う訓練への助成措置を創設(受入れ人材育成支援助成金)など

※詳細は労働局またはハローワークまでお問い合わせください。

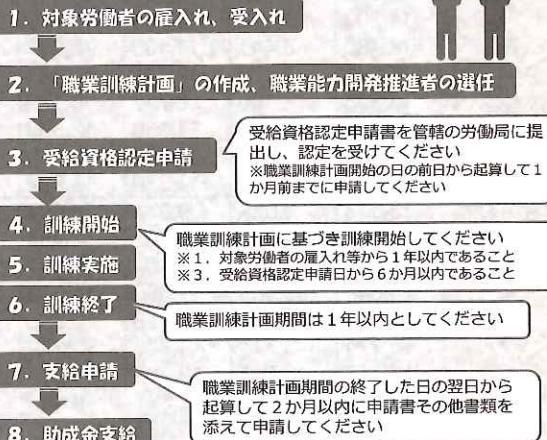
再就職援助計画の対象労働者等を受け入れる事業主の皆さん

## 労働移動支援助成金 (受入れ人材育成支援奨励金) のご案内

### 助成金の概要

- ◆ ①再就職援助計画等の対象となった労働者の雇入れ、又は②移籍による労働者の受け入れ、又は③在籍出向から移籍への切り替えによる労働者の受け入れを行い、それらの労働者に対して訓練(Off-JTのみ、またはOff-JT及びOJT)を行った事業主に対して助成します。

### 支給までの流れ



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク PL260301開発02

離職する従業員の再就職を支援する事業主の皆さん

## 労働移動支援助成金 (再就職支援奨励金) のご案内

### 助成金の概要

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、以下の支援を行う事業主に対して助成します。

1. その再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託して行う場合。【再就職支援】

2. 求職活動のための休暇を与える場合。【休暇付与支援】

1. 再就職支援	離職する労働者の再就職支援を職業紹介事業者に委託した場合の助成 (再就職支援委託時と再就職実現時に支給)
訓練	再就職支援の一部として訓練を実施した場合、助成金を上乗せします (再就職実現時のみ支給)
グループワーク	再就職支援の一部としてグループワークを実施した場合、助成金を上乗せします (再就職実現時のみ支給)
2. 休暇付与支援	
	離職が決定している労働者に対して求職活動のための休暇を与えた場合の助成 (再就職実現時のみ支給)

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク PL260301開発01

### IV. 支給額

【1. 再就職支援】 支給対象者一人あたり、以下の額を支給  
A. 委託開始申請分

	中小企業事業主以外	中小企業事業主
再就職支援委託時	10万円	※委託総額が20万円に満たない場合、「委託総額」×1/2

※同一の雇用係員適用事業所につき、一度度に支給対象者500人分が上限。

B. 再就職実現申請分

次の(1)～(3)の合計額から△の額を引いた額を支給

※(1)～(3)の合計額は、①委託総額または20万円と比べ低い方が上限。

(1) 再就職支援

	中小企業事業主以外	中小企業事業主
再就職実現時	(「委託総額」 - 「(2)訓練加算」 - 「(3)グループワーク加算」) × 1/2 (対象者が45歳以上の場合は2/3)	(「委託総額」 - 「(2)訓練加算」 - 「(3)グループワーク加算」) × 2/3 (対象者が45歳以上の場合4/5)

(2) 訓練加算

	中小企業事業主以外	中小企業事業主
訓練	6万円/月	

※3か月分が上限。

※訓練を実際に実施した訓練期間の初日～最終日で月数を算定。

※1ヶ月に満たない期間は15日間以上あれば1ヶ月とみなす。

(3) グループワーク加算

	中小企業事業主以外	中小企業事業主
グループワーク	3回以上実施で1万円を上乗せ	

【2. 休暇付与支援】 支給対象者一人あたり、以下の額を支給

	中小企業事業主以外	中小企業事業主
休暇付与	4千円/日	7千円/日

※90日分が上限。  
※労働日には通常支払われる賃金の額が上記に満たない場合は、その額を1日当たりの支給額とする。

上記は、「再就職支援奨励金」の支給額の基礎となるものです。

茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高年齢者	求人全数	求職全数		
22年度月平均	11,165	2,589	8,471	12,977	5,299	1,564	27,904	53,284	3,638	12,422
23年度月平均	13,613	3,394	10,089	12,781	5,161	1,665	35,121	50,842	3,834	11,877
24年度月平均	14,362	3,226	10,965	11,967	4,682	1,631	38,569	48,253	3,862	10,913
24年4月	14,095	3,247	10,726	15,200	5,690	2,716	38,803	52,831	4,701	9,702
5	15,121	3,536	11,428	13,149	5,205	1,816	38,041	52,309	4,310	11,682
6	13,085	3,066	9,906	11,581	4,650	1,419	37,143	50,250	4,046	11,241
7	14,152	3,552	9,926	10,986	4,501	1,454	37,474	48,817	3,867	11,595
8	15,182	3,464	11,587	11,076	4,532	1,358	37,917	47,660	3,340	11,785
9	14,203	3,522	10,579	11,770	4,723	1,427	39,409	47,577	3,795	11,048
10	14,780	3,441	11,183	12,917	4,984	1,839	40,064	49,006	4,175	11,227
11	15,293	3,079	12,132	10,421	4,012	1,268	40,069	47,344	3,643	10,837
12	11,398	2,600	8,722	8,132	3,021	1,127	36,611	43,249	3,012	10,488
25年1月	14,445	3,244	11,050	12,553	5,017	1,670	37,166	44,049	3,054	10,820
2	16,215	3,060	13,009	12,558	4,747	1,678	39,516	46,127	3,453	10,344
3	14,375	2,905	11,330	13,264	5,102	1,804	40,609	49,817	4,945	10,184
25年4月	13,013	3,027	9,844	15,597	5,684	3,027	37,174	52,399	4,353	10,584
5	13,977	3,016	10,842	12,985	4,899	1,937	36,182	52,638	3,921	12,121
6	12,920	3,005	9,801	10,857	4,239	1,404	35,735	50,397	3,677	11,905
7	14,644	3,183	11,330	11,578	4,474	1,575	37,212	49,421	3,921	12,445
8	15,025	3,274	11,628	10,382	4,097	1,358	38,489	47,265	3,180	12,111
9	15,174	3,714	11,326	11,649	4,393	1,526	40,783	47,274	3,822	11,346
10	16,172	3,744	12,299	11,874	4,460	1,604	42,530	47,273	4,117	10,950
11	15,954	3,500	12,347	9,645	3,733	1,308	42,805	44,877	3,625	9,993
12	13,302	2,747	10,471	7,715	2,841	1,099	41,048	40,394	3,119	9,475
26年1月	17,453	3,996	13,341	12,365	4,703	1,777	42,701	41,512	3,322	9,337

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)						全国完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員	
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国
22年度月平均	0.86	0.93	0.52	0.56	18.7	15.0	▲ 4.0	▲ 2.1	7.6	5.2	▲ 27.3	▲ 23.5
23年度月平均	1.07	1.11	0.69	0.68	22.0	14.2	▲ 1.9	▲ 4.0	5.5	2.1	▲ 3.5	▲ 4.4
24年度月平均	1.20	1.32	0.80	0.82	6.1	10.4	▲ 5.8	▲ 7.3	0.5	▲ 1.7	▲ 7.5	▲ 7.7
24年4月	1.22	1.25	0.80	0.79	18.8	14.2	▲ 15.1	▲ 13.1	18.1	2.7	▲ 20.4	▲ 10.9
5	1.30	1.28	0.83	0.80	22.6	24.5	▲ 10.7	▲ 6.9	11.1	8.3	▲ 14.1	▲ 6.0
6	1.20	1.29	0.83	0.81	8.7	12.1	▲ 12.3	▲ 14.2	2.4	▲ 2.5	▲ 17.2	▲ 15.1
7	1.20	1.29	0.83	0.81	10.6	12.8	▲ 3.3	▲ 4.3	3.3	1.8	▲ 8.8	▲ 9.6
8	1.25	1.31	0.82	0.81	11.1	10.5	▲ 11.3	▲ 13.6	▲ 7.9	▲ 6.5	▲ 10.7	▲ 11.9
9	1.17	1.30	0.81	0.81	2.1	5.3	▲ 6.2	▲ 8.0	▲ 4.6	▲ 7.4	▲ 10.1	▲ 15.2
10	1.13	1.30	0.79	0.82	▲ 3.8	13.8	5.1	1.5	6.8	2.4	▲ 5.6	▲ 5.7
11	1.21	1.32	0.78	0.82	7.1	8.4	▲ 2.5	▲ 5.2	▲ 4.4	▲ 2.1	▲ 6.4	▲ 6.3
12	1.14	1.33	0.78	0.83	2.0	5.2	▲ 2.5	▲ 7.2	▲ 9.9	▲ 5.9	▲ 2.4	▲ 5.9
25年1月	1.14	1.35	0.78	0.84	▲ 3.9	9.4	▲ 2.0	▲ 2.3	0.8	▲ 3.7	3.8	▲ 1.0
2	1.21	1.36	0.78	0.85	▲ 0.9	4.7	▲ 6.4	▲ 6.1	▲ 8.5	▲ 3.9	▲ 0.4	▲ 3.4
3	1.18	1.39	0.78	0.87	▲ 1.2	3.6	▲ 2.6	▲ 7.9	▲ 0.8	▲ 3.0	2.5	▲ 1.9
25年4月	1.13	1.39	0.78	0.88	▲ 7.7	10.5	2.6	▲ 0.7	▲ 7.4	1.0	9.1	0.1
5	1.19	1.42	0.78	0.90	▲ 7.6	6.5	▲ 1.2	▲ 6.2	▲ 9.0	▲ 3.0	3.8	▲ 4.7
6	1.24	1.48	0.79	0.92	▲ 1.3	3.8	▲ 6.3	▲ 9.8	▲ 9.1	▲ 6.1	5.9	▲ 5.6
7	1.23	1.46	0.81	0.94	3.5	13.0	5.4	0.4	1.4	1.2	7.3	▲ 4.1
8	1.29	1.48	0.84	0.95	▲ 1.0	▲ 1.0	▲ 6.3	▲ 1.7	▲ 4.8	▲ 1.6	2.8	▲ 7.8
9	1.27	1.51	0.84	0.96	6.8	9.2	▲ 1.0	▲ 4.5	0.7	0.0	2.7	▲ 5.6
10	1.33	1.57	0.87	0.98	9.4	10.8	▲ 8.1	▲ 10.5	▲ 1.4	▲ 2.7	▲ 2.5	▲ 8.6
11	1.35	1.55	0.89	1.01	4.3	6.9	▲ 7.4	▲ 11.3	▲ 0.5	▲ 6.3	▲ 7.8	▲ 11.9
12	1.40	1.61	0.93	1.03	16.7	10.9	▲ 5.1	▲ 6.8	3.6	▲ 1.2	▲ 9.7	▲ 10.9
26年1月	1.40	1.63	0.95	1.04	20.8	12.9	▲ 1.5	▲ 6.7	8.8	▲ 0.4	▲ 13.7	▲ 14.3
2												
3												

- (注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。  
 2. 新規求職申込件数の「うち若年者」とは34歳以下の者、「うち高年齢者」とは60歳以上の者で、パートを含む常用。  
 3. ▲印は減少を示す。  
 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。なお、9月より一部調査区域を除き全国となっている(平成23年3月から8月までは被災3県を除いたものとなっている)。  
 5. 平成25年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。